



これが悪質商法

被害にあったら… クーリング・オフ

クーリング・オフが できないとき

- クーリング・オフの期間を過ぎてしまった場合
- 健康食品や化粧品などの消耗品を使用したり、一部を消費した場合
- 消費者の方から自宅で契約したりと販売業者を呼び寄せた場合
- 3,000円未満の商品を受け取り、同時に代金を全額支払った場合
- 事業のために商品等を購入した場合
- 商品が乗用自動車の場合
- 通信販売で商品を購入した場合

実際にクーリング・オフの対象になる契約かどうかは、市役所商工観光課または山口市消費生活センターにお問い合わせください。

クーリング・オフは 書面です！

クーリング・オフの方法
クーリング・オフは理由を告げる必要はありません。通知書には、契約日や商品名と「契約を解除します」という内容が書いてあればよく、消費者が自分で通知することができます。(記載例参照)

書面による通知

クーリング・オフは必ず書面で行いましょう。電話や面談で告げただけでは、後になって「連絡を受けていない」「解除する」という内容ではなかった」「行使期間を過ぎていた」などと水掛け論になる恐れがあります。

また、クーリング・オフの書面を普通郵便で出しただけでは「郵

契約解除通知

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇円
 担当者氏名 〇〇〇〇氏

右記日付の契約は解除します。なお、支払い済みの〇〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇市〇〇町〇〇番地 氏名 〇〇〇〇〇〇印
 〇〇市〇〇町〇〇番地
 〇〇株式会社 代表責任者 様

〇〇市〇〇町〇〇番地
 〇〇株式会社
 代表責任者 様

クーリング・オフ 契約解除通知 【記載例】



便を受け取っていない」という争いも予想されるので、必ず通知書のコピーを残し、その上で郵便局の窓口で「配達記録」か「簡易書留」の方法で出しましょう。

月賦払い契約の場合には、クレジット(信用販売) 会社にも送付しましょう。

内容証明郵便の出し方

最も確実な方法は「内容証明郵便」で出すことです。内容証明郵便は、3枚1組の内容証明郵便使用紙(文房具店で販売)に通知内容を書き、業者あての封筒(開封したまま)とともに郵便局の窓口へ提出します。窓口では、3通の文面の同一性を確認し、1通を業者に発送、1通を郵便局で保管、1通を差出人に返還します。

これを保管しておけば、業者に送った郵便の内容と発信日が郵便局によって証明されるので争いの余地がありません。

行使期間に注意

クーリング・オフは行使期間が限られており、取引形態により期間が異なるので注意が必要です。(P6表参照)

クーリング・オフは期間内に通知書を発信(消印の日付が期間内であれば有効)すればよく、販売業者に届くのが期間経過後になっても差しつかえありません。

困ったときは、 早めに相談を

期間が過ぎていたり、条件が満たされなかったりして、クーリング・オフができない場合でも、話し合いなどによって解決できることがあります。

簡単にあきらめずに、できるだけ早く市役所商工観光課または山口市消費生活センターにご相談ください。

市役所商工観光課 商工係

☎23-1136

山口市消費生活センター

☎083-624-0666

(消費者相談専用電話)

ホームページ

http://www.pref.yamaguchi.jp/
gyousei/kenmin/top-page.htm

(相談事例など消費生活情報)